

## 5 調査結果はどのように利用されますか？

### 国や地方公共団体の施策の立案に幅広く活用されています

国民の生活時間や生活行動の実態を明らかにする社会生活基本調査は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女共同参画社会の形成、少子高齢化対策といった行政施策のための基礎資料として利用されているほか、地方公共団体におけるスポーツや文化振興、ボランティア活動の推進といった地域振興などに幅広く利用されています。



## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進のために

政府の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議にて策定)では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めています。

同方針の中で、社会生活基本調査からわかる「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」が、男女が協力して子育てに関わることによる多様な働き方の選択の実現に関する数値目標として利用されています。

### ●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされます。

具体的には

- (1) 就労による経済的自立が可能な社会
- (2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- (3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

であり、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象を解決する取組として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が注目されています。

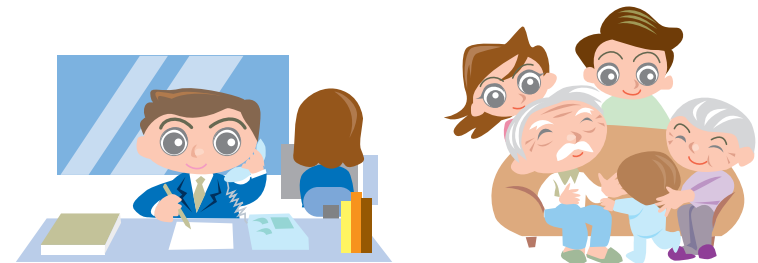
—内閣府ホームページより抜粋—



また、仕事と生活の調和の進展度合いの把握を目的として「仕事と生活の調和」実現度指標が定められており、そこでも社会生活基本調査からわかる生活時間やさまざまな活動の状況が利用されています。

### ●「仕事と生活の調和」における個人の実現度指標の作成に用いられている社会生活基本調査の結果

項目	社会生活基本調査の結果
仕事・働き方	出勤時間の多様性
	通勤時間
家庭生活	有業者の家族と一緒にいた平均時間
	家事・育児・介護等の総平均時間の男女比率
	6歳未満の子どものいる者の家事・育児の総平均時間の男女比率
地域・社会活動	ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間
	交際・つきあいの総平均時間
	ボランティア活動・社会参加活動の年間行動者率(有業者・無業者別)
	交際・つきあいの年間行動者率(有業者・無業者別)
学習や趣味娯楽等	学習・研究の総平均時間
	趣味・娯楽等の総平均時間
	学習・研究の年間行動者率(有業者・無業者別)
	趣味・娯楽等の年間行動者率(有業者・無業者別)
健康・休養	休養・くつろぎの総平均時間



## 男女共同参画社会の形成のために

男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、我が国の重要な政策課題の一つです。このため政府は、男女共同参画社会基本法を制定し、さまざまな施策を推進しています。

この法律に基づく基本計画では、男女の置かれた状況を客観的に把握するための統計の整備を、重要な施策の一つとしてあげています。

特に男女の家事、育児、介護等、無償労働の把握のための基礎資料として、社会生活基本調査における生活時間の把握が欠かせないものとなっています。

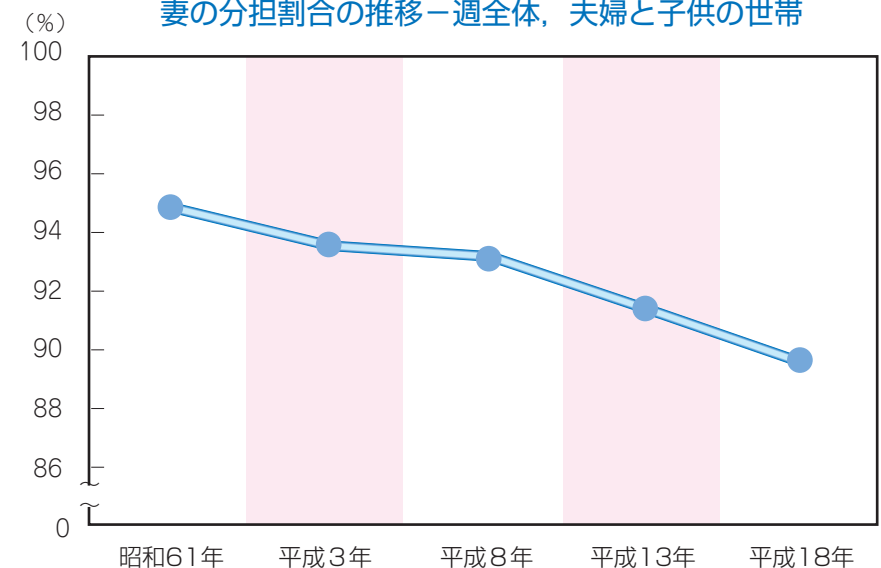


## ●男女共同参画社会とは●

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

<男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）から抜粋>

### 共働き世帯における家事関連時間 妻の分担割合の推移一週全体、夫婦と子供の世帯



(注) 家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計  
妻の分担割合・・・(妻の家事関連時間) ÷ (夫と妻の家事関連時間の合計) × 100

夫婦と子供の世帯のうち共働き世帯の夫婦の家事関連時間は、夫よりも妻の方がかなり長くなっています。しかし、夫と妻の家事関連時間に占める妻の家事関連時間の割合(妻の分担割合)について、過去20年間の推移をみると、夫の家事関連時間が長くなっていることから、その割合は低下する傾向がみられます。

## 少子化社会への対策のために

少子化の背景には、育児の負担感が大きいこと、仕事と家庭生活との両立が困難であること、若年層の失業者や低所得者の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況といった問題が指摘されています。

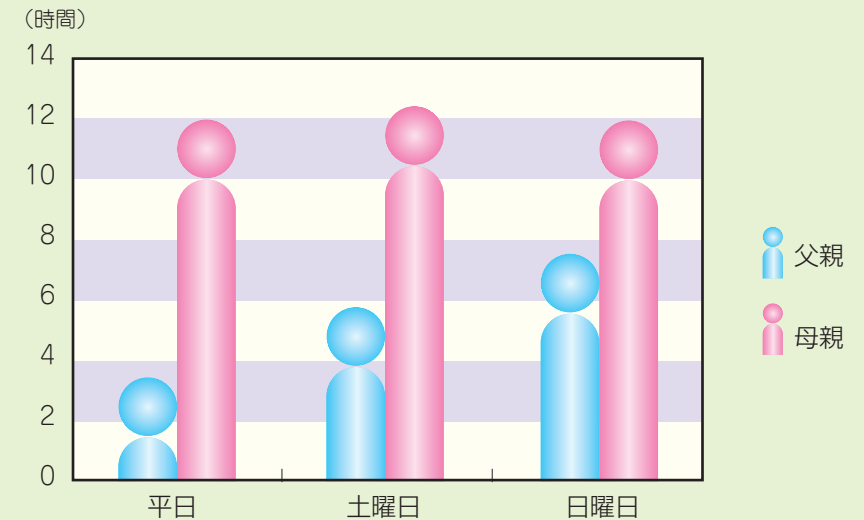
政府では、少子化社会対策基本法に基づき、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）を策定し、社会全体で子育てを支えることにより、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ個々人の希望がかなえられる社会を実現するための施策を推進しています。

平成23年社会生活基本調査では、新たに育児支援の利用状況を調査することとしており、子育ての手助けを受けている世帯と受けていない世帯の生活時間の違いが明らかになります。



また、社会生活基本調査では、生活時間の過ごし方の中で、行動するときに「一緒にいた人」を併せてとらえています。ここから親子のふれあい時間、子供の生活の実態なども分かります。

曜日別子供と一緒にいた時間（末子が3歳未満の父親・母親）－平成18年



(注)・調査票Bの結果による睡眠時間を除く時間に占める子供と一緒にいた時間(一緒にいた子供は末子とは限らない)・「夫婦と子供の世帯」,「夫婦、子供と親の世帯」の夫を「父親」、妻を「母親」とした。

末子の年齢が3歳未満の父親と母親が子供とふれあう時間を曜日別に「一緒にいた時間」で見ると、母親が子供と一緒にいる時間は大きな差はありませんが、父親は日曜日が最も長く、曜日による差が大きくなっています。



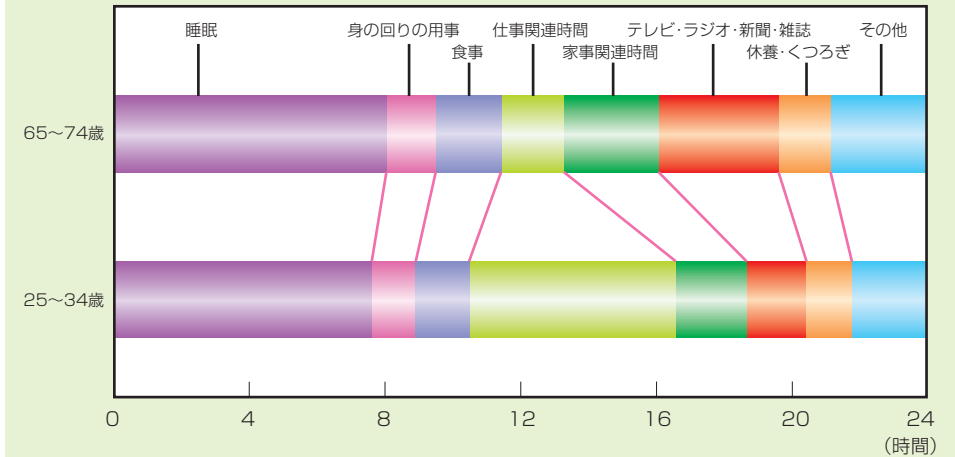
## 高齢社会への対策のために

急速に進む高齢化への対策のためには、高齢者の就業・社会参加や、健康・福祉など多方面にわたる取組を進めていく必要があります。

国や地方公共団体では、一人でいた時間や家族といた時間など高齢者の時間の過ごし方や、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動などを行った高齢者の割合などに関して、社会生活基本調査の結果を活用しています。



若年者と比較した高齢者の1日の生活時間（週全体）－平成18年



(注) 家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計  
仕事関連時間・・・「仕事」、「通勤・通学」の合計

高齢者は仕事時間が減った分の多くを、テレビ等のメディアに振りむけているという現状が浮かび上がっています。

